放電加工機の型式試験確認に係る業務規程

改正　平成４年　１月　１日
改正　令和３年 10 月 20 日　危保規程第 20 号
改正　令和６年 11 月 14 日　危保規程第 26 号
最終改正　令和７年　３月 24 日　危保規程第 10 号

第１　目的

本業務は、危険物を使用する放電加工機の構造、機能等に関する型式試験確認を行い、もって放電加工機に起因する火災の発生を防止することを目的とする。

第２　業務の範囲及び対象

本業務の対象は、引火点が 70℃以上の危険物（消防法第２条第７項に規定される危険物をいう。）を加工液として使用する放電加工機とする。

第３　型式試験確認の方法

型式試験確認は次の通り行うものとする。

１　放電加工機の型式の区分は、次に示す６通りとする。

ア　加工槽の最大容量が 1,000Ｌ未満の放電加工機

(ｱ)　形彫り放電加工機

(ｲ)　ＮＣ形彫り放電加工機

(ｳ)　ワイヤ放電加工機

イ　加工槽の最大容量が 1,000Ｌ以上の放電加工機

(ｱ)　形彫り放電加工機

(ｲ)　ＮＣ形彫り放電加工機

(ｳ)　ワイヤ放電加工機

２　型式試験確認は、上記１の放電加工機の型式の区分に応じ、同一の型式区分に属する放電加工機から１基を抜取り行うものとする。

ただし、同一型式のものであっても、次に掲げる構造、機能等が著しく異なるものにあっては、型式の変更として取扱うものとする。

ア　加工液タンクの最大容量が、次表に示す分類を異にするもの

分類	加工液タンクの最大容量
1	400Ｌ未満
2	400Ｌ以上 1,000Ｌ未満
3	1,000Ｌ以上

イ　加工液タンク本体の材質又は板厚

ウ　配管の材料又は使用圧力

エ　加工槽の材質又は構造

オ　安全装置の構造又は機能（液温検出方法、設定液面高さの検出方法及び異常加

工の検出方法）

カ　自動消火装置の感知部の感知方法及び消火剤の種類並びに感知部の最小個数及び消火剤放出口の最小個数

3　自動消火装置は、あらかじめ製造者の申請により、協会が行う自動消火設備に係る構造及び機能等に関する試験を受けることができるものとする。

4　試験確認は別に定める「放電加工機の火災予防に関する基準」に従い実施するものとする。

第４　業務に関する手続き等

1　放電加工機に係る型式試験確認を受けようとする者は、様式第１に示す申請書により協会に申請するものとする。

自動消火装置の構造及び機能等に関する試験を受けようとする者は、様式第１－１に示す申請書により、協会に申請するものとする。

2　申請書には、型式試験確認を受けようとする放電加工機の加工槽及び加工液タンクの構造、材質、大きさ等を明示した図面及び容量計算書等必要書類を添付するものとする。

3　第３に定める型式試験確認を行った結果不合格となり、再度試験確認を受けようとする者は、協会に再度申請できるものとし、所定の手数料を協会の指定する銀行の口座に振込むものとする。

4　協会は、第３に定める型式試験確認を行った結果については、申請者に対し、様式第３の「放電加工機型式試験確認結果通知書」又は様式第４の「放電加工機用自動消火装置試験結果通知書」により通知するものとする。なお、基準に不適合であったときは、その理由を記すものとする。

5　当該申請に基づき協会が第３に定める試験確認を行った結果、別に定める「放電加工機の火災予防に関する基準」のすべてに合格していると認めるときは、申請者に対し様式第２に示す放電加工機型式試験確認済証を交付するものとする。

6　既に協会の行う型式試験確認を受けた放電加工機について、構造又は機能の一部に第３、２に示す内容の変更をしようとする者にあっては、協会の行う型式変更に係る試験確認を受けるものとする。

7　上記６の型式変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第５に示す申請書に、型式変更に係る試験確認に必要な書類を添えて、協会に申請するものとする。

8　協会は、７の申請があったときは、当該申請に係る放電加工機の変更内容が別に定める型式試験確認事項のうち、変更内容に関する部分のすべての事項に合格するときは、当該放電加工機が既に型式を取得しているものの型式変更として型式試験確認に合格したものとして取り扱うものとする。

9　協会は、第３に定める型式試験確認によって確認された放電加工機について、申請に基づき試験確認証明書を交付することができるものとする。なお、証明書の交付申請手続き等については、別に定める。

10　既に、協会の行う放電加工機に関する型式試験確認を受けた放電加工機と同一型式の放電加工機（型式変更のものを含む。）について型式試験確認済証の交付を求

める者は、様式第６に示す申請書により協会に申請するものとする。

この場合、協会は、同一型式の放電加工機であるかどうかを確認するため、調査を行うことができるものとする。

11　協会は、10 の申請があったときは、当該申請に係る放電加工機が型式試験確認を実施した種類と同一のものと認められるときは、様式第２に示す放電加工機型式試験確認済証を交付するものとする。

第５　事故等の報告等

１　型式試験確認を受けた者は、型式試験確認を受けた放電加工機に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した放電加工機について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

２　型式試験確認を受けた者は、第４、９の試験確認証明書及び第４、11 の試験確認済証を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第６　立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第７　型式試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第８　申請の不受理等

１　申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

(1)　申請者が第７に定める取消し等を受け、３年を経過していない場合

(2)　第７に定める　取消し等を受け、３年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

(3)　申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

(4)　申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していない場合

(5)　その他理事長が試験確認を行うことが不適当であると認める場合

２　申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

(1)　型式試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該型式試験確認を申請する場合に、型式試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合

(2)　その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第９　手数料

１　手数料の額は、次のアからウに掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に２に定める旅費等の額を加算した額とする。

ア　第３に定める型式試験確認

次表の試験確認の種別及び容量（最高液面高さで使用する場合の容量をいう。以下同じ。）等の項に掲げる額の合計額（協会の行う少量危険物タンクの水張（水圧）試験に合格した旨の水張試験確認済証が貼付されている加工液タンク若しくは消防機関が行う検査に合格した旨の検査済証が貼付されている加工液タンク又は財団法人日本消防設備安全センターの行う放電加工機用自動消火装置の性能評定に合格した旨の表示が貼付されている自動消火装置については、それぞれの試験に係る手数料の額を減じた額）。

試験確認の種別	容量等	試験確認手数料の額
①加工液タンク確認試験	400Ｌ未満	5,000 円
	400Ｌ以上 1,000Ｌ未満	10,000 円
	1,000Ｌ以上	15,000 円
②自動消火装置試験確認		200,000 円
③放電加工機のうち、①及び②以外の部分	加工槽の最大容量が1,000Ｌ未満のもの	100,000 円
	加工槽の最大容量が1,000Ｌ以上のもの	150,000 円

イ　第３、２に定める型式の変更に該当する構造又は機能上の変更を行う場合の型式試験確認

アの表に示す試験確認の種別に応じて定める手数料の額の２分の１

ウ　第４、11 に定める放電加工機型式試験確認済証の交付

試験確認済証１枚当り 7,700 円

２　旅費等の額

ア　旅費は、次に定める額の合算額とする。

(ｱ)　日当

１日につき 2,200 円

(ｲ)　宿泊料

甲地方　１日につき　10,900 円

乙地方　１日につき　 9,800 円

(ｳ)　交通費相当額

イ　外国で行う試験確認に係る旅費の額は、アにかかわらず、理事長が別に定める。

ウ　外国で行う試験確認に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

３　手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

４　既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返還しない。

第 10　その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第 11　雑則

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則（平成９年３月４日危保規程第３号）

１　この業務規程は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 14 号）

１　この業務規程は、平成 11 年 10 月 19 日から実施する。

附 則（令和３年 10 月 20 日危保規程第 20 号）

１　この業務規程は、令和３年 12 月１日から施行する。

附　則（令和６年 11 月 14 日危保規程第 26 号）

１　この規程は令和６年 11 月 14 日から施行する。

附　則（令和７年３月24日危保規程第10号）

１　この規程は令和７年４月１日から施行する。